

音楽の学力検査をめぐる1950～1960年代の中学校音楽科の実態

——雑誌『教育音楽』に掲載された記事の分析を中心に——

The Reality of the Junior High School Music Department Regarding the Achievement Tests in the 1950s and 1960s:

The Analysis of Articles Published in the Magazine “Kyoiku Ongaku” (Educational Music)

鶴岡 翔太

TSURUOKA Shota

キーワード：中学校音楽科，学力検査，アチーブメント・テスト，高等学校入学者選抜，『教育音楽』

はじめに

かつて、高等学校入学者選抜に関わる学力検査（アチーブメント・テスト）¹に、音楽の問題が出題されていた。音楽の学力検査は1950（S25）年度の入学者選抜の時期に導入され始め、1967（S42）年度の入学者選抜に至るまで、ほぼ全ての都道府県で実施された。当時の雑誌記事には“学力検査によって音楽の授業が歪められた”といった文面が散見され、そうした実情が広く認識されていたことを窺い知ることができる。しかし、その実態は精査されていない。本稿の問題意識は、この点にある。

学力検査が音楽の授業にどのような影響を与えていたのか、それに対して教師や生徒はどのような思いを抱いていたのかなど、現場の実態と関係する人々の内面に迫った研究はなく、津田正之（1998）が部分的に言及しているのみである。津田は昭和20年代に時期を限定し、音楽の学力検査導入に対する関係者の見解、現場の対応と実施の影響について取り上げている。学力検査の存在を意識せざるを得ない状態に陥っていた当時の状況に鑑みれば、学力検査と中学校音楽科の実態との関係は、戦後の中等教育における音楽科教育を語る上で重要なトピックといえる。そこに踏み込んだことから、津田の研究は音楽教育史研究の裾野を広げたと評価できる。ただし津田は、言説の全体像を示すことなく代表的な声や印象的なエピソードを拾いながら論述しているだけで、緻密さに欠ける。また、時期を限定しているため、当然ながら昭和30年代以降の状況には触れていない。

音楽の学力検査に関する言説の多くは、『教育音楽』と分冊された『教育音楽 中学版』にみられる。それらは、執筆者それぞれが当時置かれていた状況を綴った私見であり、証言の様相を呈している。

表1 『教育音楽』『教育音楽 中学版』に掲載された音楽の学力検査を主題とした特集

刊行年月	特集タイトル
1951.12	アチーブメント・テスト（音楽）を巡って ²
1952.12	アチーブメント・テストめぐって
1963.10	音楽科アチーブメントテストをさぐる
1964. 5	音楽科のアチーブメント・テストをみて：本年度の問題点と今後への希望
1966. 3	アチーブにおける実音テスト：その利害得失について
1967. 2	アチーブのない音楽学習に期待する
1968. 2	アチーブの廃止で音楽科は変わったか：楽しい音楽学習をいかに進めるか

『教育音楽』『教育音楽 中学版』では特集も断続的に組まれた（前頁の表1参照）が、それぞれの特集、もしくは一定期間を総括する記事等はない。そこで本稿では、音楽の学力検査をめぐる言説を整理することによって、その影響を受けた中学校音楽科の実態を描出することを目的とする。

学力検査との関係から中学校音楽科の実態を検討することは、昭和の時代における中学校音楽科の実相の解明に寄与するだけでなく、「学力検査」という教育政策とその影響について評価することにもなる。“アチーブメント・テスト”と付されているように、高等学校入学者選抜に関わる学力検査は中学校での学習達成度を測るためのものだった。そうした本来の役割を踏まえると、学力検査をめぐる問題や議論は、学校教育の普遍的な課題である「指導と評価の一体化」について考える際の教訓となる。

音楽の学力検査に関する記事には、掲載が集中している時期がある。それは、その時期に学力検査に大きな転機が訪れ、関係者の関心が寄せられたことを暗に示している。そこで本稿では、先の表1に示した特集を次の時期に区分し、時期の背景や特徴、掲載された記事の総体を示した上で、各時期における中学校音楽科の実態を検討する。

- 音楽の学力検査が導入され、全国各地に定着するまでの時期〔1950年代〕
- 学習指導要領の告示により、学力検査に変化がみられた時期〔1960年代前半〕
- 実音を用いて“音楽不在”の学力検査から脱却を試みた時期〔1960年代半ば〕
- 音楽の学力検査が廃止され、音楽学習について再考する時期〔1960年代後半〕

1. 学力検査の導入がもたらした影響

(1) 音楽の学力検査が導入された経緯

高等学校入学者選抜に関わる学力検査が全必修教科で実施されるようになった経緯や当時の文部省の方針などについては、拙稿（2022）においてすでに整理している。ここでは、改めて音楽の学力検査が導入されるまでの経緯を簡潔に述べる。

1948（S23）年、新しい教育制度に基づく高等学校（＝新制高等学校）が発足した。その際、文部省は教育の門戸開放を基本精神に掲げたため、同年2月の通牒³に含まれた「新制高等学校入学者選抜要領」には、「選抜のための如何なる検査をも行わず、新制中学校よりの報告書に基いて選抜する」と記された。中学校での学習達成度を測るために実施された「学力検査（アチーブメント・テスト）の結果」は、この報告書に記載された。

当初の学力検査は国語、社会、数学、理科の4教科について実施するのが一般的で、文部省も1949（S24）年2月の通達において、この4教科に限定した学力検査の実施を指導していた。ところが、同年11月の通達では、学力検査は「中学校における必修教科のすべてにわたって実施することが望ましい」との考えが示された。これにより、必修教科に含まれていた音楽の学力検査が、全国的に実施されるようになった。文部省中等教育課で事務官を務めていた近森一重（1951：18-19、1952：22）⁴によると、学力検査の実施教科に音楽等の教科が加えられた理由は、全人教育の完遂にある。1949（S24）年度の学力検査の実施直後から検討が始まり、「教育の目標とする望ましい態度・能力・理解その他は

〔……〕すべての教科の協力によつて〔……〕達成される」〔中学校教育の目標がどれだけ達成されているかを全般的に見なければならぬ〕との考えが共有され、音楽をはじめとする実業教科を学力検査に加える原則が確立したという。

(2) 『教育音楽』に掲載された学力検査を主題とした記事

『教育音楽』では、1950（S25）年6月号の赤木嶺夫⁵の記事を皮切りに学力検査を主題とした記事が掲載されるようになり、1951（S26）年12月号には最初の特集「アチーブメント・テスト（音楽）を巡つて」が組まれた。1950（S25）年度の段階では音楽の問題の出題に至らなかった都道府県もあったが、1951（S26）年度の学力検査では37の都道府県で音楽の問題が出題された。それに伴い、音楽の学力検査に対して各方面から意見が寄せられるようになった。表2は、音楽の学力検査に関わる『教育音楽』の記事を一覧にしたものである。これらの記事をもとに、音楽の学力検査導入に対する現場の反応、学力検査の定着とともに顕在化した課題、また当時の教師や生徒の意識についても検討する。

表2 『教育音楽』(1950.4～1957.3)に掲載された学力検査を主題とした記事

掲載年月	記事名	執筆者 ⁶
1950. 6	(昭和二十四年度) アチーブメントテストにあらわれた音楽の問題 ⁷	赤木嶺夫
1950.10	アチーブメントテスト 音楽の傾向	清水武夫
1951.12	特集「アチーブメント・テスト（音楽）を巡つて」	
	二十六年度問題の傾向	井上武士
	アチーブメントテストに望むもの	近森一重
	指導主事の立場から	小林禎吉
	私の言いたいことども	尾花 勇
	テストへの準備と反省	中・高等学校生徒の感想
	- 暗記と理解	- 宮城洋子（東京都南多摩高校）
	- ○のもつ意味	- 大内典子（宮城県立第一女子高校）
	- 毎日の生活	- 宇野愛子（岡山県総社高校）
	- 受験の感想	- 中野 菊（和歌山県立向陽高校）
- 歌う中学生	- 甲斐衛子（熊本大学附属中学）	
- 平常の勉強	- 奥村正文（福島大学附属中学）	
	音を感じる力のあるなし	勝 承夫
	豊かな音楽性を	千葉了道（岩手大学 助教授）
	昭和25年度東京都音楽科アチーブメント・テスト問題	—
	音楽科アチーブメントテストの輿論調査（東京都）	東京中学音楽教育研究会
1952.11	特集「文部省は何を主張してきたか／現場は何を期待してきたか」	
	中学校音楽科 アチーブメント実施について	福島謙次（福岡市百道中学校 校長）
1952.12	特集「アチーブメント・テストをめぐつて」	
	私は斯く提案する	有馬俊一（熊本県第一高等学校）
	中学校の現状から見て	今里保三（足立第三中学校）
1955. 9	アチーブと音楽教育	三島安秀（板橋区指導員）
	アチーブに追いまわされるな	三本謙治

(3) 音楽の学力検査導入に対する関係者の見解

津田（1998）に詳しいが、音楽の学力検査導入について、関係者の多くは肯定的であった。例えば、大学の助教授だった千葉（1951：44）は、学力検査の導入を「喜ばしいこと」としている。千葉がこ

う評した背景には、旧学制下の学力検査に音楽が含まれなかったことで音楽の授業が他教科の勉強時間と化し、それを周囲も容認していた過去がある（千葉 1951:44）。千葉の言説について津田（1998:86）は、「受験に含まれていなかったことで軽んじられてきた歴史と、受験という枠組みに組み込まれることで、はじめて重要視されるという現実をみてとることができる」と述べている。

“音楽科軽視”の上に成り立つ肯定的な姿勢は、現場の教師の言説にもみられる⁸。津田（1998:86）は、諸氏の見解が音楽科の内容論や評価論ではなく、教科の地位向上という外在的なところに依っていたことを指摘している。当時において、音楽学習の視座から学力検査の必要性を積極的に主張した見解はみられない。学力検査の導入を多くの関係者が肯定的に“受け止めた”というのが、実情であろう。一方、そんな学力検査を煙たく感じていた教師がいたのも、また事実である（今里 1952:32-33）。

(4) 学力検査の導入がもたらした中学校音楽科の変化

① 導入の知らせに慌てふためく学校現場

1950（S25）年度の入学選抜から間もない時期の『教育音楽』（1950年6月号）に掲載された赤木の記事（1950:113）には、現場の対応や混乱が伝聞的に記されている。

- ・音楽の授業をあまり実施していなかったが、3年生には週3時間も割り当てるようになった。
- ・歌うことを止め、楽典の講義だけをするような授業になった。
- ・音楽の教師がいないことに保護者が憤慨し、抗議を受けた校長が困惑した。

このように、赤木の記事には、実質的にそれまでと異なる教育課程を実施したり授業内容を変更したりしていたこと、また不十分な教員配置が明るみに出たエピソードが記されている。こうした報告から、学力検査の導入によって、中学校における音楽科の位置付けが変化したこと、音楽の教師が学力検査に照準を合わせた授業を行うようになったこと、音楽科の学習指導体制に保護者の関心が向けられるようになったことが見て取れる。地域や学校によって対応や混乱の度合いに違いはあったと思われるが、こうした状況に直面した学校が少なからずあったことを示す記事である。

事の程度や経緯に健全さを欠く部分はあるが、音楽の授業が行われるようになったり、音楽の教師がいない状態が問題視されるようになったりしたことからすると、学力検査の導入が中学校で軽視されていた音楽科の現実を浮き彫りにし、その状況を改善に導いたといえる。こうした状況が記事で取り上げられた学校に特有のものでないと仮定すると、学力検査の導入について多くの関係者が「“音楽科軽視”の上に成り立つ肯定的な姿勢」を有していたとしても、不思議ではない。

② 中学生の音楽学習の実際

当事者である生徒は、どのような音楽学習をしていたのだろうか。高校教師の有馬は、学力検査を乗り越えて入学してきた生徒について、次のように記している。

いまやシューベルトやフォスターや滝廉太郎の名前を知らない生徒は一人もない。調子記号・速度標語、反復記号等々何でも知っている。〔……〕ところが、此の何でも知っている生徒達に一度歌わせてみると、彼等は物識りの割に歌うことは下手である。〔……〕合唱をした経験の全然ない

生徒もあって唾然とさせられるのである。[……]「ウイリアム・テル」序曲程度の通俗名曲を聴かせてみても、其の曲名を知っている者はクラス中一名か二名という有様である。(有馬 1952:28)

有馬が受けもつ生徒の姿には、中学校でどのような学習指導を受けてきたのか、どのような音楽経験を積み重ねてきたのかが如実に表れている。有馬が「何でも知っている」「物識り」と言い表すように、生徒は音楽に関する事実に知識を豊富に有しているようである。ただし、音楽学習で得る事実に知識には、「シューベルト」のように文字で表せるものと知覚を伴うもの（例えば、曲を聴いて「この曲は、ウイリアム・テルだ」と再認するような様態の知識）など、いくつかの様態があるはずである。曲名は文字で表せるが、この文字が音響を表しているわけではない。引用文には、生徒が蓄積してきた知識が文字で表せることに偏っており、しかもそれが音響と結び付けながら習得されてこなかったことが映し出されている。中学校の音楽学習において、実際に音楽をすることよりも作曲家名や曲名を覚えることが優先されていた状況が見て取れる。このことは、生徒の声にも認められる。受験を経験した生徒の感想には、学力検査当日までの準備の様子が表れている。

音符や、休止符は、夢中でおぼえて居ましたから、案外出来た人が多いと思います。それにベートーベン、何年に生まれたか。モツアルトは。そして、この様な偉大な音楽家達の一生は。音楽史等も常識として、頭に入れておかねばならないと思います。(宮城 1951 : 38)

特に下総皖一先生の楽典の殆ど全部を暗記し、更に音楽史中有名な人物やその人の国籍年代作品等もおぼえた。(大内 1951 : 38-39)

(リズムが解らない点) 世界の有名な作曲家とその代表作品、いろいろな楽器の種類など覚えるのに苦心をいたしました。(宇野 1951 : 39)

生徒の感想に共通してみられるのは、楽典や音楽史、楽器の種類を“覚えること”に意識を向け、力を注いだ足跡である。また、中野(1951 : 40)は「音楽の問題で少しものたりない気がしたのは、楽式や、作曲家、音楽史、音程等に関する問題が出てこなかつた事でした」と記している。準備そのものについて書かれたわけではないが、引用した生徒と同じような準備の光景が浮かぶ感想である。こうした光景を日常的に目にしていた教師は、学力検査に向けて懸命に努力する生徒について「実際の楽曲がどんな曲であろうが、クラスの合唱練習がどんなに不振であろうが殆ど意に介さない。何でもただ片端から暗記して点を稼ごうとしている」(三本 1955 : 131-132)と表している。このように、学力検査に向けた準備に盲目的になる生徒の様子は、生徒自身の声にも教師の声にも表れている。

そして、盲目的になっていたのは生徒だけではなかった。“覚えること”に必死になっている生徒の傍らには、学力検査を睨んだテストを頻りに実施するなど、“覚えさせること”に奮闘する教師がいた(大内 1951 : 38-39)。そして、三島(1955 : 35-36)が「どうしたらよい点がとれるだろうかということにきゅうきゅうとしてしまう」「無味乾燥で理論的な詰込主義に陥っているように見受ける」と述べるように、現場の教師もそのことを自覚していたようである。

③ 実際を引き起こした学力検査の出題内容

生徒の感想には、“覚える”音楽学習への否定的な姿勢はみられない。その要因を実際に出題された

問題に見いだすことができる。1951（S26）年発行の『中学校・高等学校学習指導要領 音楽科編（試案）』には「音楽では、知識や理解が、音楽の実体から遊離して、観念的なものとなつては意味がない」（文部省 1951：157）と記され、音や音楽と乖離した知識の習得に注意が促されていた。また、文部省が発出した通知には、「知的事項は、生徒の音楽経験がはつきりわかるものでなければならない。音楽の実体や経験から遊離した、観念的な検査は避けなければならない」（近森 1951：21）と示されていた⁹。しかし、とりわけ昭和20年代の音楽の学力検査は、理論的知識（楽典事項）、作曲者や曲名などの事実に知識を問う出題が多く¹⁰、ほとんどが「覚えれば答えられる」ものだった。

こうした出題は、決して歓迎されていたわけではない。「曲から全くはなして、無味乾燥な単に記憶の程度をしような出題の仕方」（三島 1955：43）との指摘が象徴するように、現場の教師にも出題の仕方を批判的に捉える向きがあった。理論的知識（楽典事項）や事実に知識が音楽学習の一端を担っていることは言うまでもない。ただし、それらを音楽学習の文脈から取り出して出題する点に課題を見いだすことができる¹¹。文部省もこうした状況を早い段階から把握しており、「これからの論議の焦点は〔……〕いかにすれば、音楽教育の目標に対する達成度を調べることができるかに向けなければならない」（近森 1952：22）とあるように、出題の仕方に目を向けていた。

生徒の姿にみる音楽学習の実際は、学習指導要領の理念を実現していたとはいえない。また、学力検査での出題も作成方針に沿っていたとはいえない。しかし、教師や生徒の意識が学力検査に向けられたことにより、検査問題と実際の学習指導とが一致する状況が生じた。「音楽教育本来の目標を忘れた変態的な準備教育を、アチーブメント・テストが招来したとも言える」（有馬 1952：28）といった記述から、現場の教師もこうした構図を認識していたといえる。学力検査が学習の中心となり、理念や方針を越えたところに、出題内容に縛られた「指導と評価の一体化」が実現してしまったのである。

④ 教育関連事業を介した二次的な影響

音楽の学力検査が導入されると、中学生を読者層とした雑誌に音楽に関する記事が掲載されるようになった（赤木 1950：113）。さらに、学力検査に特化した問題集が出版されたり模擬テストが作成されたりするようになると、現場の教師からは、「問題集がアチーブメント・テストを左右し、ひいては正常な中学校音楽教育をゆさぶるような情勢にさえある」（今里 1952：33）、「模擬アチーブ業者の跳りようにも困ったものである。若い教師の見識を混乱させ、準備教育の弊害に拍車をかけている」（三本 1955：132）といった悲痛の声が上がった。教師の嘆きからは、学力検査の導入に伴う周囲の変化によって二次的な影響がもたらされていたこと、その影響が中学校音楽科を揺るがすほどの力をもって見えて取れる。このように、音楽の学力検査は出版社や教材作成会社の事業に勢いを与え、結果的に中学校の音楽科教育に悪影響を及ぼす事態を招いていた。

(5) 新制高等学校設立の趣旨に立った議論の欠落

福島（1952：38）は、「アチーブを不必要とするよう高等学校の増設を期待する」と記している。これは学力検査に関わる議論を問はず重要な記述である。教育の門戸開放を基本精神に掲げて発足した新制高等学校の入学者選抜は、志願者全員の入学を理想としていた。設立の趣旨に則った受け皿が保証されていれば、学力検査に端を発する現場の混乱や学力検査への異様なまでの意識の傾注は避

けられたはずである。学力検査をめぐって生じた諸問題を入学者選抜全体の視点から捉える姿勢が広がっていれば、学力検査の必要性やあり方に関する議論を越えたところに別の地平がみえていたかもしれない。

2. 学習指導要領の告示がもたらした音楽の学力検査の変化

(1) 学力検査の実情と向き合う特集記事

1958 (S33) 年、中学校学習指導要領（以下、1958 (S33) 年版学習指導要領と表記）が告示された。そして、1962 (S37) 年度からこの学習指導要領に基づく教育課程が全面的に実施された。

『教育音楽 中学版』の1963 (S38) 年10月号の特集には、前年4月から全面実施となった学習指導要領とその年度内に実施された学力検査との関係を検討する記事、実音テストに関する記事が掲載された。翌1964 (S39) 年5月号の特集には、1都2府14県の教師から各都府県の状態を記した18の記事（東京都は2記事）が寄せられた。表3は、上述2つの特集に含まれた記事の一覧である。

表3 1958 (S33) 年版学習指導要領の全面实施直後の『教育音楽 中学版』に掲載された特集記事

掲載年月	記事名	執筆者
1963.10	特集「音楽科のアチーブメントテストをさぐる」	
	新指導要領にもとづくアチーブの新しい傾向	三島 安秀 (板橋区立桜川中学校 教頭)
	全国の問題を検討する	高山 清司 (東京教育大学附属高等学校 教諭)
	「鑑賞」の出題にのぞむこと	堀川 俊助 (文京区立第三中学校 教頭)
	「歌唱」の出題にのぞむこと	中目 徹 (東京大学附属中・高等学校 教諭)
	「創作」の出題にのぞむこと	秦 富士男 (小平市立小平第一中学校 教諭)
	「器楽」の出題にのぞむこと	本山 定男 (杉並区立中瀬中学校 教諭)
	実音テストの利点について	弥津珍比古 (甲府市立南中学校 教諭)
実音テストをこう考える	今井 誠一 (新潟大学教育学部附属中学校 教諭)	
1964. 5	特集「音楽科のアチーブメント・テストをみて：本年度の問題点と今後への希望」	
	青森県 創作問題に一考察	奈良 正夫 (青森市立浪打中学校 教諭)
	秋田県 日本音楽の比重をもっと大きく	佐藤 敏雄 (東京教育大学附属高等学校 教諭)
	埼玉県 感覚面を強調したテストを	小山 伸 (東松山市立立松中学校 教諭)
	福島県 賢明な作成 — 器楽 —	高野 重信 (福島市立福島第四中学校 教諭)
	千葉県 応用的問題を望む	篠田実佐子 (印旛郡四街道中学校 教諭)
	東京都 「むずかしかった」	秦 富士男 (中野区立第六中学校 教諭)
	神奈川県 作問方法に改善の余地	大谷 勇 (横浜市立寺尾中学校 教諭)
	東京都 経験を生かした問題を — 器楽	大北 敏子 (台東区立下谷中学校 教諭)
	新潟県 「聴音」は適切でない — 実音テスト	桑原 忍 (新潟大学教育学部附属高田中学校 教諭)
	富山県 創作問題に期待する	広田 宙外 (富山市立和合中学校 校長)
	京都府 直観力、情緒面も評価したい	福沢 昌彦 (京都市立月輪中学校 教諭)
	大阪府 本質的要素をつく内容	亀井 昇三 (大阪市立東中学校 教諭)
	山口県 演奏表現力の評価を	高橋 正剛 (山口大学付属光中学校 教諭)
	岡山県 学習活動に直結した出題を	野上 義臣 (岡山市立桑田中学校 教諭)
	福岡県 さらに前向きの作問を	八尋 静夫 (福岡市立博多第二中学校 教諭)
	香川県 器楽問題は選択制に	谷本 浩 (香川大学学芸学部附属高松中学校 教諭)
	群馬県 “活きた経験”のテストを	田上 宏 (前橋市立前橋第二中学校 教諭)
宮崎県 授業はアチーブのうらがわ	山口 哲臣 (延岡市立延岡中学校 教諭)	

元来、学力検査は学習指導要領に基づいて作成するものとされてきた¹²。この点からすると、学習指導要領の改訂は学力検査の出題内容、ひいてはそれを指向した日々の音楽学習に変化をもたらすと考えるのが自然である。

(2) 共通教材の設定がもたらした功罪

1958 (S33) 年版学習指導要領では、歌唱と鑑賞の共通教材が示された。どの生徒も等しく学ぶ共通教材の設定は、学力検査の公正性・公平性を担保することにつながる。これは、受検する生徒側だけにとっての朗報ではない。問題を作成する側からすれば、共通教材は出題の有力な選択肢となり得る。学習指導要領に示されている以上、出題した際に選曲の妥当性を問われることもないため、問題作成の安定した拠りどころとすることができる。と同時に、学習指導要領に基づいて作成するという基本方針をも遵守することになる。こうした好循環の末にもたらされるのは、学習指導要領に示された曲と授業で学習する曲、学力検査で出題される曲が共通のものになることである。これは、学習指導要領に基づく指導や「指導と評価の一体化」を実現する上での一助となる。

ただし、こうした点から、出題が共通教材に集中することも容易に想像される。現場の教師からも、出題が共通教材に傾倒すること（篠田 1964:22）、共通教材の指導に重きが置かれること（高野 1964:21、篠田 1964:22）への懸念が示されていた。また、共通教材のどの曲が出題されるかに現場の関心が集まっていたことを示す発言（佐藤 1964:19）もみられる。これらの言説には、学力検査が先に立ち、共通教材をめぐる現場の実態が「学習指導要領→学習指導→学力検査」という本来のフローとは異なるものになっていたことが表れている。この点に関連して、堀川（1963:25）は「共通鑑賞曲は、全国どこでも指導しなければならないとする新指導要領のめざすことが、このアチーブメントテストによっててこ入れされるという結果になった」と述べている。授業が半ば学力検査に規定されていたために、奇しくも共通教材の定着を促した格好である。

(3) 学力検査の出題内容及び出題方法に関する指摘

① 旧態依然の課題 — “音楽不在” の出題、音楽活動に結び付かない出題

1951 (S26) 年発行の『中学校・高等学校学習指導要領 音楽科編（試案）』では、「理解」が学習領域の一つになっていた。しかし、1958 (S33) 年版学習指導要領では、「表現」「鑑賞」の2領域に一体化される形でその姿を消している。この改訂の背景には、「音楽の本質から遊離した『音楽に関する事から』の単なる棒暗記が生徒の上にしられ、音楽することの楽しさを忘れさせてしまうような指導が広い範囲にわたって行われていた」(文部省 1959:18) という実態がある。音楽、音楽活動から離れた知識の習得を牽制する文部省の意図が、ここに表れている。

ところが、各地の教師からは理論的知識（楽典事項）や事實的知識を求める出題に対する非難の声が依然として相次いだ。例えば、野上（1964:31）は「標語の速度は非常にあいまいで、曲の頭についてこそ意味があり標語の意味を問うことは、語学の単語の暗記と同じで〔……〕音楽の演奏の本質と関係がない」と指摘している。こうした出題について、「むき出し式の楽典問題でなく実際の音楽する姿を、持たせたものを多くしたい」(高山 1963:23) といった指摘も散見される。各校における学習

指導の実際は把握できないが、少なくとも文部省が実現を目指した学習指導を反映した出題とはいえない。先に述べたが、同じ課題は学力検査が導入された当初からみられた。もちろん、こうした課題を打開し、“音楽のテストらしく”する方策も試みられたが、学習指導要領が改訂されてもなお、“旧態依然”としか形容し得ない状況が残されていたのである。

② 装いを変えて継続される課題 — 楽譜の写真暗記

ペーパーテストという制約の中で“音楽のテストらしく”するための方策として、楽譜を示すことが要望された。1960年代前半（S30年代後半）には楽譜を伴った出題が一般的になり、それに対する評価も広まっていた（高野 1964：21、篠田 1964：22、秦 1964：23）。だが、限られた時間と紙面の中で、（特に鑑賞の問題では）曲全体の楽譜を示すことは不可能である。“共通教材が出題される”“楽譜の一部が示される”という方向性が如実になれば、次に起こる事態は必然だった。

現場の教師からは、「曲の始まりの旋律の提示は、楽譜の写真暗記？（視覚のみの暗記）の恐れが生じないか」（八尋 1964：32）といった懸念が示された。視覚のみの暗記とまではいかなくとも、「曲の主題と作曲家だけを丸暗記してことたれり」（小山 1964：21）とする状況は、他の教師の言説にも認められる。楽譜の提示が何を目的とした改善策だったかが見失われ、「覚えれば答えられる」ものとして認識されるようになった。そのため、“覚える”音楽学習が装いを変えただけで、本質的には旧態依然の課題が継続され、記事の中には教師の姿勢を牽制する発言（佐藤 1964：19）もみられた。いかなる方策にも課題と限界がある。学力検査に関わる教師が改善策の意図を汲んだ学習指導を展開しない限り、上滑りの改革になってしまうことが表れたトピックである。

③ 「見取る力」に応じた出題内容と評価方法の設定

自治体を問わず、検査問題の多くは選択法によるものだった。そのため、教師からは「出鱈目な解答」（大谷 1964：24）、「あてずっぽう」（大北 1964：25）といった表現とともに、評価方法の妥当性、評価の信頼性に疑問を投げかける意見が挙がった。同様の指摘は、音楽の学力検査が導入されて間もない頃の生徒の声（大内 1951：39）にもみられた。こうした状況から、客観的な評価方法として推奨される選択法が学習評価としての信頼性を担保しているわけではないことが分かる。現場の教師からは、旋律を創作する問題（佐藤 1964：19）、記譜をする問題（佐藤 1964：19、谷本 1964：33、大北 1964：25）、簡易な記述を求める問題（大北 1964：25）を待望する声が寄せられた。評価の信頼性を考えると、音楽科の場合には、音楽、音楽活動と結び付いた出題が欠かせないことは明らかである。

すでに創作する問題を出題していた自治体には、正答の範囲に疑念を募らせる教師もいた（奈良 1964：18）。生徒がつくった旋律に定まった解があるわけではない。それを学力検査の場に引き込み、創作の具体的な力を測ろうとすれば、解答は当然多様になる。一方、この教師は曲の優劣を判定する問題については、明確に峻別できる出題を望んでいる。こうした疑念や要望から、この教師の意識の根底には「出題の仕方や問題の特性に照らした最適な解答範囲の設定」という考えがあることがうかがえる。

当時、教師からは“客観性を重視する”“感覚面を生かす”といった両極の意見が挙げられていた。いずれも、音楽の学力検査には必要な視点である。しかし、教育には様々な段階がある。全てを同じ色に染めようとするのではなく、“どのような力を測るのか”ということを前提に出題内容を決定し、それ

に応じた評価方法の選択を個々の出題について検討する姿勢が抜け落ちていたのではないか。

④ 学習指導要領の内容と学力検査の出題内容

学習指導要領が全面実施されたただけあって、出題内容に対する指摘も学習指導要領との関係から生じたものが多い。例えば、器楽の学習では合奏が推奨され、1958（S33）年版学習指導要領には「合奏は、リード楽器または笛を中心として編成し〔……〕」（文部省 1958）と記された。この事項との関係から、合奏を中心に行われる日々の授業を生かした出題を求めたり（小山 1964：20，大北 1964：25），取り上げる楽器と学習指導要領との整合性を指摘したり（奈良 1964：18，大谷 1964：24，谷本 1964：33）する記述がみられる。これらの要望や指摘から、学習指導要領と学力検査の内容との関係に教師の意識が向けられるようになったことが分かる。

(4) 蔓延る模擬テスト

音楽の学力検査が導入された当初から、模擬テストに対する教師の嘆きがみられた。「出版社が行なう模擬テストが一年生からあり、これが音楽教育を害する大きな力を持っている」（野上 1964：31）という発言からは、その悪影響が継続され、中学3年のみならず、中学校全体の音楽学習が学力検査を意識したものにならざるを得ない状況になっていたことが見て取れる。

3. 学力検査への実音テストの導入 — “音楽不在” の学力検査からの脱却の試み

(1) 実音テストの成果と課題を問う特集記事

どの自治体もペーパーテストに対する懐疑的な声を野放しにすることなく、楽譜を示したり記譜による解答を求めたりし、“音楽らしい”テストの実現を夢みて対峙し続けてきた。そうした改善の試みの延長線上にあり、1960年代半ば（S30年代後半）にかけて脚光を浴びるのが実音テストの導入である。

表3（227頁参照）に示した『教育音楽 中学版』（1964（S39）年5月号）の特集は、実音テストに特化したものではない。だが、この特集に含まれた記事では、実音テストの必要性を自覚したり導入を望んだりする教師の声が枚挙にいとまがなかった¹³。これは、実音テスト導入の機運が全国的に高まっていたことの証左である。そうした流れにあって、『教育音楽 中学版』の1966（S41）年3月号には実音テストの成果と課題を問う特集が生まれ、5つの県の計7名の教師（指導主事等を含む）がそれぞれの状況を記している。表4は、その記事を一覧にしたものである。切望された実音テストの導入は、現場に何をもたらしたのだろうか。

表4 特集「アチーブにおける実音テスト：その利害得失について」（1966）に掲載された記事

記事名	執筆者
正常な音楽教育の実現を願って	久保弥須治（奈良県 指導主事）
ききとりきき分ける能力をつけるために	中村 太郎（奈良県中学校音楽教育研究会 副会長）
学習したものが身についたかどうかをみる	渡辺 正己（山梨県 指導主事）
賛成だが出題の態度姿勢が問題	彌津珍比古（山梨県甲府市立南中学校 教諭）
基礎能力をためず問題に集中	土田 正雄（青森市立浪打中学校 教諭）
感覚の診断テストにとどまらぬよう	竹生 武司（福井市立明道中学校 教諭）
入試対策の自然解決をよこさ	高倉 正治（静岡市立豊田中学校 教諭）

(2) 実音テストの導入による現場の変化

① 鑑賞機器や備品等の充足

実音テストの導入によって、鑑賞機器や備品、楽器が充足された（久保 1966:21, 渡辺 1966:24）。これは、通常の音楽学習から考えても喜ばしいことである。楽器が充足されたことにより器楽の学習が改善されるなど、副次的な影響もみられたという。また、教師の記事には、楽器やレコードを購入する家庭もあったことが記されている（久保 1966:21）。しかし、その動機が「家庭学習」にあったことから、学力検査に追従する構図を変わりなく見いだすことができる。

② 音楽学習の変化

久保は、実音テストの導入に伴う生徒の音楽学習の変化について、次のように述べている。

歌曲やソルフェージュに親しみ、進んで楽器を演奏しレコード鑑賞するなど実技を通して感覚感性を高め、美しい音楽に感動しながら音楽的諸能力を伸ばすようになってきた。〔……〕目からの音楽学習が感覚の発展を図る音楽学習、耳にきく学習として大きく転換しつつあることである。〔……〕「音楽の時間は楽しく面白い」として、〔……〕音楽に対する関心と興味が増加してきた。（久保 1966:21）

生徒の音楽学習が変化したことは、翻せば教師の学習指導が変化したことを意味する。現場の教師からは、“覚える”音楽学習から脱却が図られる様子が報告されている（渡辺 1966:25）。だが、実音テストに伴って学習指導が変わったという構図には、問題の根深さをみることができるといえる。それゆえに“音楽のある”授業が実現したわけだが、喜ばしい変化にも冷静な目を向ける必要性がここにある。

また、入学者選抜の時期には、どの中学校の音楽室にも音楽が流れていたという。「入試」という刺激に条件付けられて音楽を聴く姿には、学力検査に盲目的な生徒の意識が依然として認められる。

③ 実音テストに対する生徒の受け止め

彌津（1966:27）が受けもつ生徒は、「実音テストはペーパーテストと違って暗記というものが通用しないから、僕等受験生にとって頭が痛くなる」との感想を寄せている。音楽に関心のない生徒からすれば、暗記で事足りるかどうかは関心事であろう。生徒がこうした意識で音楽学習に対峙していること自体に、音楽科教育の敗北さえ感じられる。

(3) 実音テストの課題と限界

桑原（1964:26）は実音テストの導入を歓迎しつつも、そのレベルが「特別に聴音訓練をやらねばならない」ほどのものであることに疑念をもっている。これでは、実音テストならではの「音楽嫌い」を生んだり、学習指導要領の内容から離れた力を育成するための補習授業の必要性が叫ばれたりするようになってしまう。導入自体が目的化し、出題内容を吟味する姿勢が薄かった実情が見て取れる。出題を考える際に、「中学校の学習達成度を測るための学力検査」に含まれる実音テストという意識が根底になければならなかったはずである。音楽学習を反映した出題になっているか、実音によって「何を見取るか」という意識が弱かったがために、「聴音」という選択が当然のように取られてしまったのだろう。

また、中村（1966：23）は「実音テストにしてもその内容が鑑賞領域の受動的な学習を盛んにするようになりかねない」と警鐘を鳴らしていた。“音のない”学習に実音もたらされること自体は前進だが、「楽譜の写真暗記」における“楽譜”が“音”に代わっただけでは“覚える”音楽学習が継続されることになる。こうした理由から、実音テストを無批判に受容することに慎重な姿勢を示す教師もいた。

実音テストが、音楽の学力検査が抱えてきた課題の全てを解消するわけではない。学力検査の基本姿勢が客観テストであるがゆえに、越えられない壁もある。そのことは、実音テストを切望する教師にとっても折り込み済みだった（篠田 1964：22、福沢 1964：28）。いずれにしても、音楽の力をみる検査として、実音テストがその限界点を広げることになったのは事実であろう。

(4) 実音テストの実現を支えた教師の気概

全国各地の教師から実音テストの導入を望む声が上がったことは、多くの自治体においてその実現に至っていなかったことの表れでもある。全国に先んじて実音テストにこぎつけた自治体においても、それは簡単に実現したものではなかった。山梨県の指導主事を務めていた渡辺（1966：24）は、「なにがなんでもやってみせるぞの音楽関係指導主事の熱意が効を奏したものと思われる」と述べている。学力検査の改革の背後には、こうした気概をもった教師の存在があった。そのことを付言しておきたい。

4. 学力検査から解き放たれる中学校音楽科 — 学力検査のない音楽学習に膨らむ教師の期待

(1) 今後の音楽学習を展望する特集記事

第1次ベビーブームに出生した「団塊の世代」が中学校を卒業する時期を迎えると、従来とは比にならない数の進学志望者が、高等学校の門戸に押し寄せることになった。1961（S36）年に約140万人だった全国の中学校卒業生数は、翌1962（S37）年に約194万人、さらに1963（S38）年には約249万人に急増した。全ての生徒が高等学校に進学するわけではないが、中学校卒業生数の急増に比例して進学志望者も急増したことは想像に難くない。そして、進学志望者の増加は、高等学校への入学難、入学者選抜に向けた準備教育の過熱という図式を当然の如く招いた。

こうした状況を是正すべく、1960年代半ば（S40年代に差しかかる頃）になると、学力検査の実施教科数を見直す議論が全国で盛んになり、大部分の自治体が実施教科の削減に踏み切った。1967（S42）年度の学力検査では、全国の約半数の都府県で音楽が姿を消した。次頁の表5は、そのような時期に掲載された特集記事の一覧である。絶えず視線の先にあった学力検査がなくなることは、中学校音楽科にどのような変化をもたらしたのだろうか。

(2) 過去の学習指導に対する教師の意識

“期待する”ためには、従来の学習指導への省察が暗黙裡に意識される。表5に示した記事で回顧されているのは、止むに止まれぬ不本意な実際、教師の葛藤などで、反省の念すら滲んでいる。例として、ここでは特集での記事の掲載順に3名の教師の言説を示す。

表5 学力検査の実施教科削減が進む時期に掲載された特集記事

掲載年月	記事名	執筆者
1967. 2	特集「アチーブのない音楽学習に期待する」	
	画一から離れ創造性を増すよう	土田 正雄（青森市立浪打中学校 教諭）
	音楽を生徒自身のものとするために	吉田久五郎（岩手大学教育学部付属中学校 教諭）
	音楽教育を本来の姿にもどせる	本田 強一（福島市立岳陽中学校 教諭）
	特活によって音楽人口の増加を	広田 宙外（富山市立芝園中学校 校長）
	教科構造再確認のチャンス	小川 平八（千葉県教育委員会 指導主事）
	心に響き感銘する音楽を	島田 武彦（埼玉県秩父市立高篠中学校 教諭）
	創造豊かな学習指導の展開	亀井 昇三（大阪市立下福島中学校 教諭）
	創造性と基礎知識に結ぶこと	土谷 愛子（東京都江戸川区立小岩第五中学校 教諭）
実音による学習体制の再確立を	櫃田 正裕（鳥取県倉吉市立東中学校 教諭）	
1968. 2	特集「アチーブの廃止で音楽科は変わったか：楽しい音楽学習をいかに進めるか」	
	その後の一年と今後への抱負	松川 暢男（長崎市立山里中学校 教諭）
	生徒の意識を実態調査して	野津 頼満（松江市立第一中学校 教諭）
	音楽科にとって大きな試練	武田 和子（市川市立第四中学校 教諭）
	生徒に気づかせる学習を	中島 芳登（鳥取県邑法第一中学校 教諭）
	楽しい音楽学習のこころみ	金沢 久衛（栃木県黒羽町立両郷中学校 校長）
	リズム運動の結果を期待する	下田 民夫（台東区立駒形中学校 教諭）
	演奏活動を中心とした音楽学習	永井 英一（大阪市立春日出中学校 教諭）

教師として、入試を控え、切迫感にいらいらしている子どもたちを目前にし、アチーブテストをまったく意識せずに授業ができるものではない。[……]生徒の運命を決する一大事である。勢い能率的に創意工夫し、追い込みをかけることもある。「音楽学習」としては確かに変則だと思いつつも、現実はどうしても乗り越えねばならぬ。（土田 1967：20） ※下線は筆者による。

生徒たちに対して「音楽学習の必要性はテストのあるなしにかかわらず、普段の学習が大切で、普段の学習をしっかりやっていたら、テストのための特別な学習は必要がないのだ」と力説しながらやはりその指導の中で音楽の本質とは離れて、アチーブテストをよい成績で通過させるための考慮をはらいながら授業を進め、受験期が近づけば、テストのためのまとめに時間を費してきたのが実情ではなかっただろうか。（吉田 1967：24） ※下線は筆者による。

高校入試はペーパーテストのみということになり、現場では音の裏付けのある技能、感覚、理論そして知識の指導でなければならないことはわかっている、勢い、高校入試突破のためには、それに即した体勢をとらざるを得なくなり、日常の授業でさえ理論中心の学習に姿を変え、生徒が自分で本を読めば理解できるはずのことを、口をすっぱくして説明し、音を離れた音楽の授業が続けられ、繰り返されたと言えよう。（本田 1967：27） ※下線は筆者による。

ここで注目したいのは、筆者が下線を引いた箇所の書きぶりである。文章表現上の形式的特徴だが、こうした表現にこそ、この時期の教師に通底する意識が映し出されている。逆接的な言い回しで取り結ばれるのは、いずれも教師の理想や疑問とそれに相対する学習指導の実際である。遠く離れた教師の記事に共通した書きぶりがみられており、多くの教師が同様のジレンマを抱えていたことが表れている。また、それまでの学習指導を省察する記事も多い。野津は、次のように回顧している。

「入試にでるぞ」の一言にメモをとる学習。私自身強い批判を持ちながらも、入試により、一生を決定する現実はどうしようもなかった。／共通曲のテーマを暗唱する。曲をききなおす。音楽史の講義。市販のテキストによる楽典の講義。形式だけの作曲。旋律の批判。ハーモニーや旋律聴音／そこには、音楽的感動はなく「入試ゆえ」の理論中心の学習であった。〔……〕私たちは、ただこのアチーブのため、この制度の中でよりよい点をとらすために、音楽を教えず、その部分だけを与え音を中心にせず、理論にかたよる結果になってしまった。(野津 1968: 25)

ここにみられるのは、学力検査に傾倒した学習指導をひたすら展開していた過去である。しかも、精神論で生徒を扇動する様子さえ垣間見ることができる。「入試に出るぞ」といったようなあからさまな高圧的指導は、これまでほとんど掲載されてこなかった。音楽の学力検査がなくなるという状況に入り、より本音を語りやすくなったのか、過去の学習指導が現実的に述べられるようになっている。

(3) 記事名に映し出される教師の期待と懸念

「学力検査」という縛りがなくなることによって、中学校音楽科にどのような道が拓かれるのか。当時、こうしたことを多くの教師が展望したことだろう。一例に過ぎないが、教師がどのような学習指導を推進していこうとしていたかは、「実音による学習体制の再確立を」(櫃田 1967)、「生徒に気づかせる学習を」(中島 1968)、「リズム運動の結果を期待する」(下田 1968)、「演奏活動を中心とした音楽学習」(永井 1968)といった記事のタイトルに表れている。ここには、それぞれの信念や願いに基づいた学習指導の展開に胸を躍らせる教師の姿がある。教師自身が硬直した学習指導の呪縛から解き放たれたことにも大きな意味があるだろう。

一方、中学校音楽科の進展には学力検査の存在が付きものだった。学力検査が日常の音楽学習を指し示していたとすれば、それを「支え」としていた教師もいたはずである。「教師に対しては指導法のくふうがいつそう要求される」(吉田 1967: 24)といった声があるように、学習指導の自由度が増すことによって、教師の力量が問われることにもなる。音楽の学力検査がなくなることは、中学校音楽科、そして一人一人の教師に、独り立ちすることを突き付けたといっても過言ではない。

おわりに

本稿では、音楽の学力検査をめぐる中学校音楽科の実態を描出するために、『教育音楽』『教育音楽 中学版』に掲載された記事を整理し、学力検査に関わる言説の共通項を見いだすことによって各時期の主要なトピックを抽出した。このトピックが、中学校音楽科の実態を紐解く糸口となる。

学力検査が導入された当初の言説にみられたのは、“覚える”音楽学習、“音楽不在”の音楽学習の実際であった。その要因は学力検査の出題内容にあり、問題集の出版などもそれに拍車をかけていた。その後、学習指導要領が告示されると、学力検査に変化がみられた。とりわけ、共通教材の設定は、学力検査に公正性・公平性をもたらした。一方、“覚える”音楽学習、“音楽不在”の音楽学習は連綿と続き、そうした状況への反動として、実音を伴う問題や創作をする問題に期待が高まっていった。この時期には、楽譜の提示によって「暗記で事足りる検査問題」からの脱却も図られたが、実際には覚え

る対象が文字から楽譜に変わっただけであった。実音テストが実施されるようになると、今度は曲の主題を“覚える”音楽学習がみられるようになった。このように本稿では、記事を辿ることによって、「旧態依然の課題」や「装いを変えて継続される課題」を浮き彫りにすることができた。

当時、学力検査での実利を指向する意識が強かったために、“覚えること”を基盤として学力検査に追従する構図が働いていた。“音楽らしい”テストを目指すだけでなく、“どのような力を測るのか”という視点に立った出題内容と評価方法の検討、すなわち学習指導の実際に正対した学力検査の作成を追究することが、“覚える”音楽学習からの脱却を実現する唯一の手立てだったのではないか。

雑誌をめくると、学力検査に主眼を置かない記事の中にもその影響が垣間見えるものがある。また、本稿で扱う学力検査とは異なるが、同時期には中学校音楽科を対象とした学力調査が存在する。本稿と重なりのある資料を参照することによって、当時の時代背景、言説の内実や位置付けを明確にすることが期待される。今後は資料の範囲を広げつつ、実際に出題された問題も踏まえながら検討を重ね、学力検査に翻弄された中学校音楽科の実相を鮮明に描き出していきたい。

註

- 1 文部省が1949（S24）年11月16日に発出した通達では「学力検査（アチーブメントテスト）」と記されたが、その後の通達では「学力検査」とだけ記されている。そこで本稿では、入学者選抜と関わって実施された学力検査（アチーブメント・テスト）を「学力検査」と言い表す。
- 2 文献の時期的な特性により、引用文において現代とは異なる仮名遣いや送り仮名、旧字体を用いている箇所がある。
- 3 煩雑な記述を避けるため、本文に通達名は示さない。各通達名は、「参照した通達等」から確認されたい。
- 4 学力検査を主題とした記事でないが、福島（1952）と同じ特集に掲載された近森の記事にも学力検査への言及がある。
- 5 井上武士の筆名である。1951（S26）年の記事は井上の名で執筆しており、本名と筆名の棲み分けの基準は不明である。
- 6 執筆者の所属及び職層は、記事に情報が記載されている場合のみ、記すこととする。
- 7 1949（S24）年度内に実施された学力検査は、一般的な整理では入学年度の「昭和25年度」と表記される。
- 8 『教育音楽』の1952（S27）年12月号に掲載された「座談会 戦後七年間を語る」での橋本清司（白鷗高等学校教諭）、林祐次（小松川第二中学校教諭）、原嘉一（金沢小学校校長）の発言に詳しい。
- 9 近森（1951：20）は「文部省から出した通知にも〔……〕次のように示してある」と記しているが、当該の通知名等が不明で、原資料にあたれていない。
- 10 昭和20年代の音楽の学力検査の内容傾向は、津田（1998）とそれに修正を加えた拙稿（2022）に詳しい。
- 11 現場の教師からは、実施方法について種々の意見が寄せられた。紙幅の都合から、この点については稿を改めたい。
- 12 1949（S24）年11月16日の通達では「学力検査は、中学校の学習指導要領に基いて作成するのが当然」とされ、後の1963（S38）年8月23日の通達では「問題は、中学校学習指導要領に示されている各教科の目

標および内容の基本的な事項について出題するもの」と記されている。

- 13 実音テストについて取り上げた桑原（1964）の記事を除く，17記事中12の記事に実音テストの導入を望む記述がある。

引用・参考文献

- 赤木嶺夫（1950）「昭和二十四年度）アチーブメントテストにあらわれた音楽の問題」『教育音楽』5(6)，音楽之友社：111-113.
- 有馬俊一（1952）「私は斯く提案する」『教育音楽』7(12)，音楽之友社：28-30.
- 今里保三（1952）「中学校の現状から見て」『教育音楽』7(12)，音楽之友社：31-33.
- 宇野愛子（1951）「毎日の生活」『教育音楽』6(12)，音楽之友社：39-40.
- 大内典子（1951）「○のもつ意味」『教育音楽』6(12)，音楽之友社：38-39.
- 大北敏子（1964）「東京都 経験を生かした問題を—器楽」『教育音楽 中学版』8(5)，音楽之友社：25.
- 大谷勇（1964）「神奈川県 作問方法に改善の余地」『教育音楽 中学版』8(5)，音楽之友社：24-25.
- 桑原忍（1964）「新潟県 『聴音』は適切でない：実音テスト」『教育音楽 中学版』8(5)，音楽之友社：26.
- 久保弥須治（1966）「正常な音楽教育の実現を願って」『教育音楽 中学版』10(3)，音楽之友社：20-21.
- 小山伸（1964）「埼玉県 感覚面を強調したテストを」『教育音楽 中学版』8(5)，音楽之友社：20-21.
- 佐藤敏雄（1964）「秋田県 日本音楽の比重をもっと大きく」『教育音楽 中学版』8(5)，音楽之友社：19.
- 篠田実佐子（1964）「千葉県 応用的問題を望む」『教育音楽 中学版』8(5)，音楽之友社：22.
- 高野信（1964）「福島県 賢明な作成—器楽—」『教育音楽 中学版』10(3)，音楽之友社：21.
- 高山清司（1963）「全国の問題を検討する」『教育音楽 中学版』7(10)，音楽之友社：21-23.
- 谷本浩（1964）「香川県 器楽問題は選択制に」『教育音楽 中学版』8(5)，音楽之友社：33.
- 近森一重（1951）「アチーブメントテストに望むもの」『教育音楽』6(12)，音楽之友社：18-23.
- 近森一重（1952）「中等教育課として」『教育音楽』7(11)，音楽之友社：19-22.
- 千葉了道（1951）「豊かな音楽性を」『教育音楽』6(12)，音楽之友社：44-45.
- 津田正之（1998）「音楽のアチーブメント・テストの高等学校入学試験への導入と中学校の音楽教育への影響：昭和20年代を中心に」東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科『学校教育学研究論集』1：83-93.
- 土田正雄（1967）「画一から離れ創造性を増すよう」『教育音楽 中学版』11(2)，音楽之友社：20-23.
- 鶴岡翔太（2022）「文部省の方針と音楽のアチーブメント・テストとの関係：昭和20年代の高等学校入学者選抜をめぐって」国立音楽大学大学院編『音楽研究：大学院研究年報』34：71-86.
- 中野菊（1951）「受験の感想」『教育音楽』6(12)，音楽之友社：40.
- 中村太郎（1966）「ききとりきき分ける能力をつけるために」『教育音楽 中学版』10(3)，音楽之友社：22-23.
- 奈良正夫（1964）「青森県 創作問題に一考察」『教育音楽 中学版』8(5)，音楽之友社：18-19.
- 野上義臣（1964）「岡山県 学習活動に直結した出題を」『教育音楽 中学版』8(5)，音楽之友社：31.
- 野津頼満（1968）「生徒の意識を実態調査して」『教育音楽 中学版』12(2)，音楽之友社：25-27.
- 秦富士男（1964）「東京都 むずかしかった」『教育音楽 中学版』8(5)，音楽之友社：23.
- 福島謙次（1952）「中学校音楽科 アチーブメント実施について」『教育音楽』7(11)，音楽之友社：37-38.

- 堀川俊助 (1963)「『鑑賞』の出題にのぞむこと」『教育音楽 中学版』7(10), 音楽之友社: 24-26.
- 本田強一 (1967)「音楽教育を本来の姿にもどせる」『教育音楽 中学版』11(2), 音楽之友社: 27-30.
- 三島安秀 (1955)「アチーブと音楽教育」『教育音楽』10(9), 音楽之友社: 35-43.
- 三本謙治 (1955)「アチーブに追いまわされるな」『教育音楽』10(9), 音楽之友社: 131-133.
- 宮城洋子 (1951)「暗記と理解」『教育音楽』6(12), 音楽之友社: 38.
- 文部省 (1951)『中学校・高等学校学習指導要領 音楽科編 (試案)』, 教育出版.
- 文部省 (1958)『中学校学習指導要領 昭和33年 (1958) 改訂版』, 明治図書出版.
- 文部省 (1959)『中学校音楽指導書』, 東洋館出版社.
- 彌津珍比古 (1966)「賛成だが出題の態度姿勢が問題」『教育音楽 中学版』10(3), 音楽之友社: 26-27.
- 八尋静夫 (1964)「福岡県 さらに前向きの作問を」『教育音楽 中学版』8(5), 音楽之友社: 32-33.
- 吉田久五郎 (1967)「音楽を生徒自身のものとするために」『教育音楽 中学版』11(2), 音楽之友社: 24-26.
- 渡辺正己 (1966)「学習したものが身についたかどうかをみる」『教育音楽 中学版』10(3), 音楽之友社: 24-25.

参照した通達等

- 「昭和23年度新制高等学校入学者選抜について」, 1948 (S23) 年2月4日, 発学52号, 文部省学校教育局長通牒.
- 「昭和24年度新制高等学校入学者選抜について」, 1949 (S24) 年2月1日, 発学11号, 文部省学校教育局長通達.
- 「昭和25年度以降新制高等学校入学者選抜について」, 1949 (S24) 年11月16日, 文初中第178号, 文部省初等中等教育局長通達.
- 「公立高等学校の入学者選抜について」, 1963 (S38) 年8月23日, 文初中第341号, 文部省初等中等教育局長通達.